

令和8年7月1日版

住居確保給付金のしおり

(転居費用補助版)

離職等によって住居を喪失又はそのおそれのある方へ
～住居確保給付金のご案内～



【お問い合わせ先】

らいふあっぷ習志野

TEL : 047-453-2090

FAX : 047-406-5555

住居確保給付金(転居費用補助)とは

様々な理由により、世帯収入が著しく減少して経済的に困窮し、住居を喪失した方又は住居を喪失するおそれのある方を対象として、転居費用相当分の住居確保給付金(転居費用補助分)を支給することにより、らいふあっぷ習志野(自立相談支援機関)による家計改善に向けた支援を行います。

住居確保給付金を受けるには、次のような要件があります

申請時に、以下の①～⑧のいずれにも該当する方が対象となります。

- ① 様々な理由により世帯収入が減少し、経済的に困窮し、住居喪失または住居喪失のおそれがある
- ② 申請月において、世帯収入額が著しく減少した月から2年以内である
- ③ 申請月において主たる生計維持者であった
- ④ 申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が次の表の金額以下である(収入には、公的給付等を含む)

世帯人数	基準額	家賃上限額	収入基準額
1人	92,000円	46,000円	138,000円
2人	139,000円	55,000円	194,000円
3人	172,000円	3人～5人 59,800円	231,800円
4人	214,000円		273,800円
5人	255,000円		314,800円
6人	297,000円	64,000円	361,000円
7人	334,000円	71,800円	405,800円

- ⑤ 申請日において、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が次の表の金額以下である

世帯人数	金融資産
1人	504,000円
2人	780,000円
3人	1,000,000円
4人	
5人	

- ⑥ 生活困窮者家計改善支援事業において、より家賃が低額な物件等の新たな住居へ転居し、支出を削減する又は転居に伴い家賃が上がる(持ち家からの転居を含む)が家賃負担を含めた家計全体の支出が改善されるなど、転居することが自立を促進するために必要であるが、そのための費用の捻出が困難であると認められること。
- ⑦ 国の雇用施策による貸付(職業訓練受講給付金)及び地方自治体等が実施する類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと
- ⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと

住居確保給付金(転宅費用等)の支給額

・月収が基準額以下の方は、住居確保給付金支給額は家賃額※に転居先の住宅扶助額に3を乗じて得た額。ただし、実費が支給額を下回る場合は実費相当額。

※ 住居確保給付金支給額(住宅扶助額)は、別表の家賃額を上限とします。

・支給対象になる経費につきましては、転居先への引っ越し費用、転居先の住居に係る初期費用(礼金、仲介手数料、家賃債務保証料、住宅保険)、ハウスクリーニング等の原状回復費、鍵交換費用になります。

住宅の初期費用及び生活費が必要な方は

賃貸住宅への入居には、敷金・礼金等のいわゆる「初期費用」が必要となります。「初期費用」への対応が困難な方や、住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、社会福祉協議会の「生活福祉資金（総合支援資金）」を活用することができます。

※生活福祉資金（総合支援資金）

継続的な生活相談・支援（就労支援等）と併せて、生活費及び一時的な資金を貸し付けることで、生活の立て直しを支援する貸付け

- 1) 住宅入居費：40万円以内
- 2) 生活支援費：2人以上世帯/月20万円以内（単身/15万円以内）
貸付期間：原則3ヶ月 最長1年間
- 3) 一時生活再建費：60万円以内
貸付期間：原則3ヶ月

※貸付利子：連帯保証人を立てる場合は無利子

連帯保証人を立てない場合は年1.5%

住居確保給付金支給までの生活費が必要な方は

住宅を喪失している方で、住居確保給付金を受給するまでの間の生活費が必要な方は、社会福祉協議会の臨時特例つなぎ資金の貸付けを活用することができます。

※臨時特例つなぎ資金貸付

公的給付等による支援を受けるまでの当面の生活に要する費用の貸付け
(10万円以内)

※貸付利子：無利子、連帯保証人不要

住居確保給付金の申請をするために必要なもの

- ① 住居確保給付金支給申請書
- ② 本人確認書類（顔写真付公的身分証明書は1点、その他は2点確認。）
マイナンバーカード、運転免許証、各種福祉手帳、
一般旅券、健康保険証、住民票の写し、戸籍謄本等
- ③ 世帯収入が減少してから2年以内の者であることが確認できる書類の写し
または、申請月において収入や収入を得る機会が個人の都合によらずに減少し、就労の状況が離職または廃業と同等程度の状況にあることを確認できる書類の写し
(離職の方で、離職票、受給を終えた雇用保険受給資格者証等がない場合は、
例えば、給与振込が一定の時期から途絶えている通帳の写しなど、離職者であることが確認できる何らかの書類)
- ④ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について、収入が確認できる書類の写し
給与明細書、預貯金通帳の収入の振込の記帳ページ、雇用保険の失業給付等を受けている場合は「雇用保険受給資格証明書」、年金を受けている場合は「年金手帳」、その他各種福祉手帳
- ⑤ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し
- ⑥ 住宅の賃貸借契約書の写し
- ⑦ (持ち家の場合)居住支持費用関係書類として、申請者が持ち家に居住している場合にはその居住の維持に要する費用の月額を確認できる書類の写し

住居確保給付金の申請から決定まで

- ◆ らいふあっぷ習志野にまずは相談をしていただきます。
- ◆ 必要書類を添えて、申請書をらいふあっぷ習志野に提出します。
家賃補助の申請時に必要な書類等、諸要件ののほかに、転居費用等の申請時に家計改善事業における家計に関する相談支援により、家計改善のための必要性等が認められ、「住居確保給付金要転居証明書」の交付を受ける必要があります。
- ◆ 転居予定住宅の確保をしていただきます。住居確保給付金の支給決定等を条件に住居を確保し、初期費用等の支払期限や入居予定日、賃貸借契約日等については、自治体における審査や支給に要する期間を考慮して、不動産仲介業者等と調整してください。
- ◆ 入居住宅が確定した後、不動産業者より、予定住宅通知書を受け取り、らいふあっぷ習志野に提出してください。
- ◆ 初期費用の他に、転居に要する費用（家財の運搬費用、原状回復費用等）が見込まれる場合は、必要に応じて、その額及び内訳が確認できる書類を自立相談支援機関に提出してください。
- ◆ 自治体に書類を提出後、申請内容が適正であるか審査が始まります。申請内容が適正であると判断された申請者に対し、「住居確保給付金支給決定通知書」「住居確保給付金支給決定通知書」を自立相談支援機関経由で交付します。
なお、審査の結果、転居費用補助の支給が認められないと判断された支給申請者に対しては、自治体は、不支給の理由を明記の上、「住居確保給付金不支給通知書」を自立相談支援機関経由で交付します。

住居確保給付金(転居費用補助)の再支給について

- ◆ 受給者が転居費用補助の受給後に、申請者若しくは受給者と同一の世帯に属する者の離職、休業等(本人の責に帰すべき理由又は当該個人の都合によるものを除く)により世帯収入が著しく減少し、かついずれも従前の支給が終了した月の翌月から起算して1年を経過している場合であって、規定する支給要件に該当する者については、再支給することができます。
- ◆ 再支給に係る支給申請を受け付ける際には、上記の内容に該当している旨を、確認書により誓約していただきます。

住居確保給付金の返還を要する場合があります

- ◆ 住居確保給付金の受給後に、虚偽の申請等、不適正受給に該当することが判明した場合には、既に支給した給付について自治体に返還することになります。

MEMO

【お問い合わせ先】

らいふあっぷ習志野

TEL : 047-453-2090

FAX : 047-406-5555